**旅館業営業許可申請書**

　　　　年　　　月　　　日

倉敷市保健所長　　様

|  |
| --- |
| 申請者 |
| 住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） |  |
| 氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） |  |
| 生年月日 | 　　　　　　年　　　月　　　日 |
| 電話番号 |  |
| ※　法人にあっては、生年月日の記載は不要 |

旅館業の営業許可を受けたいので、旅館業法第３条第１項の規定により、次のとおり申請

します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 営業施設 | 名称 |  |
| 所在地 | 倉敷市電話番号　(注)　営業所電話番号は、情報公開の対象となります。 |
| 営業の種別 | 旅館・ホテル営業　　　簡易宿所営業　　　下宿営業 |
| 申請施設の区分 | 新設　　既設　　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 旅館業法施行規則第５条第１項各号に該当することの有無 | 有 | １　特定の季節に限り営業する施設（キャンプ場　スキー場　海水浴場　その他（　　　　　　　　））２　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | 無 |
| 旅館業法第３条第２項各号に該当することの有無 | 有 | その内容 | 無 |
| 営業施設の周囲おおむね100メートルの区域内における旅館業法第３条第３項各号に規定する施設の有無 | 有 | 施設の名称　及び　距離 | 無 |
| 構造設備の概要 | 営業施設の構造設備の概要(１)及び(２)のとおり |

（添付書類）

１　営業施設の構造設備を明らかにする図面

２　（循環式浴槽を設置する場合にあっては）循環系統図

３　営業施設を中心とする周囲おおむね100メートル以内の見取図

４　（法人にあっては）定款又は寄附行為の写し　及び　登記事項証明書

５　（法人にあっては）業務を行う役員に関する事項

６　建築基準法に基づく検査済証の写し

７　消防法令適合通知書の写し

（備考）

１　旅館業法の条項が引用されている欄については、次ページをよく読み、該当の有無を記入すること。

２　選択肢がある欄は、該当するものを〇で囲むこと。

（次ページへ続く）

別紙

|  |
| --- |
| 旅館業法施行規則第５条第１項各号１　キャンプ場、スキー場、海水浴場等において特定の季節に限り営業する施設２　交通が著しく不便な地域にある施設であつて、利用度の低いもの３　体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設４　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成６年法律第46号）第２条第５項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設 |

|  |
| --- |
| 旅館業法第３条第２項各号１　心身の故障により旅館業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの（厚生労働省令で定めるものとは、「精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とする。）２　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者３　禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して３年を経過していない者４　第８条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して３年を経過していない者５　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から起算して５年を経過しない者（第８号において「暴力団員等」という。）６　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が前各号のいずれかに該当するもの７　法人であつて、その業務を行う役員のうちに第１号から第５号までのいずれかに該当する者があるもの８　暴力団員等がその事業活動を支配する |

|  |
| --- |
| 旅館業法第３条第３項各号１　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（大学を除くものとし、次項において「第１条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園（以下この条において「幼保連携型認定こども園」という。）２　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第７条第１項に規定する児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除くものとし、以下単に「児童福祉施設」という。）３　社会教育法（昭和24年法律第207号）第２条に規定する社会教育に関する施設その他の施設で、前２号に掲げる施設に類するものとして都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区。以下同じ。）の条例で定めるもの倉敷市旅館業法施行条例第３条各号(１)　社会教育法（昭和24年法律第207号）の規定による公民館(２)　図書館法（昭和25年法律第118号）の規定による図書館(３)　博物館法（昭和26年法律第285号）の規定による博物館及び博物館に相当する施設(４)　前３号に掲げるもののほか、主として児童若しくは生徒の利用に供され、又は多数の児童若しくは生徒の利用に供される社会教育施設で市長が指定するもの |

（次ページへ続く）

営業施設の構造設備の概要(１)

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 建物の構造 | 造　　　　階建（　　　棟） | 建築面積 | m2 |
| 客室 | 階数（階） | 寝台（個） | 床面積（㎡） | 定員（名） | 客室（室） | 附属設備 |
| 浴室（室） | 洗面所(箇所) | 便所 |
| 和式大便器（個） | 小便器（個） | 兼用便器（個） |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 寝台のうち階層式寝台 | 有（上段と下段の間隔：　　　　　　　 m）　・　無 |
| 共同洗面所 及び 便所 | 階数（階） | 共同洗面所 | 共同便所 |  |  |  |  |
| 洗面所(箇所) | 蛇口（個） | 和式大便器（個） | 小便器（個） | 兼用便器（個） |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| し尿及び排水処理設備 | 下水道　浄化槽　汲み取りその他（　　　　　　　　　） |  |  |  |  |

(注)　１ページに書ききれない場合には、このページをコピーして使用するか、又は、別紙に必要事項を記入して添付すること。

（備考）　選択肢がある欄は、該当するものを〇で囲むこと。

（次ページへ続く）

営業施設の構造設備の概要(２)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共同浴室 | 原水の種類 | 水道水　　貯水槽水道（貯水槽容量：　　　　ｍ３）　　地下水温泉水　　その他（　　　　　　　　） |
| 貯湯槽 | 有（設定温度：　　　℃）　　無 |
| 浴室床面の材質 |  |
| 浴槽 | 循環式 | 連日使用型 | 個 | うち 屋外 | 個 | 換水頻度 | 回／週 |
| 毎日完全換水型 | 個 | うち 屋外 | 個 |  |  |
| 非循環式 |  | 個 | うち 屋外 | 個 |  |  |
| ろ過装置等 | ろ材の種類 |  | ろ過能力 | ｍ３/ｈ |
| ヘアキャッチャー | 有　　無 | 循環系統 | 系統 |
| 消毒薬剤 |  | 薬剤注入方法 | 自動　手動 |
| シャワー | 個 | 打たせ湯 | 個 |
| 気泡発生装置又はジェット噴射装置 | 個 | 空気取入口の状況 |  |
| オーバーフロー回収槽 | 有　　無 |  |  |  |
| 換気窓 | 個 | 換気設備 | 個 |
| 近接した公衆浴場等（浴室等がない場合） | 公衆浴場の名称 |  | 距離 | ｍ |
| 玄関帳場等 | 玄関帳場又はフロント | 有　　無（無の場合、次の代替設備が必要） |
| 玄関帳場又はフロントに代替する機能を有する設備 | 宿泊者の本人確認や出入り状況が確認できるビデオカメラその他の機器 |  |
| 宿泊者との面接、宿泊者名簿の記載、鍵の引き渡しを行う場所 |  |
| 管理事務所等から宿泊施設へ到着するのに要する時間 | 　　　　分 |

（備考）　選択肢がある欄は、該当するものを〇で囲むこと。